

④こんなことは許されない

★強制労働の禁止

(労働基準法第5条)

暴力や脅迫で、むりやり働かせようとする。



★中間搾取の排除

(労働基準法第6条、
職業安定法第39・44条)

手配料(紹介経費)を引かれる。



★強制貯金の禁止

(労働基準法第18条)

貯金をしないと雇わないとか、やめてもらうといわれる契約。



★賠償予定の禁止

(労働基準法第16条)

例えば「途中でやめたら賃金を下げる」などの契約。

違約金等も禁止である。

